

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年1月27日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000164号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000041号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月20日の標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

平成24年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月

請求期間にA社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成24年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写し及び請求者から提出された請求期間の賞与の振込が確認できる普通預金元帳の写しによると、請求者は、当該事業所から、平成24年12月20日に2万円の賞与の支払を受け、当該賞与から2万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年12月20日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000159号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2000009号

## 第1 結論

昭和57年\*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年\*月から昭和60年3月まで

私は、20歳になった昭和57年\*月頃、A県に住んでおり大学在学中であったが、B県C市に住んでいた父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、請求期間に係る国民年金保険料をこれから納付してくれることを聞いた。

年金記録では、請求期間の国民年金の加入記録及び保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の父親(以下「父親」という。)は既に死亡しており、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求者は、父親が昭和57年\*月頃に請求者に係る国民年金の加入手続を行ってくれたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、B県C市において、昭和61年10月16日に払い出されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の最初の国民年金の加入手続は、昭和61年10月頃に行われたものと推認され、請求者の陳述と加入手続の時期が相違している。

さらに、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間について国民年金に加入している必要があるところ、請求者が現在唯一所持する年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」は、昭和61年8月11日と記載されていることが確認でき、これは請求者に係るC市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録における最初の国民年金被保険者資格取得日と一致しており、請求者が請求期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿により、C市において昭和57年1月頃から昭和60年6月頃までに手帳記号番号の払出しを受けた者の氏名を確認したものの、その中に請求者の氏名は確認できないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、父親は、請求者の請求期間に係る保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、改製原戸籍の附票により請求者が請求期間当時住民登録していたことが確認できる

C市並びに請求者が請求期間当時住民登録していたと述べているA県D市及びE市は、いずれも請求者の国民年金の加入期間及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料は保存していない旨回答している。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。